

No.	案件名称	契約の種類	主管局	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	高速車両(66系)冷房装置予備品製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)東芝	7,245,000	平成23年10月3日		契約の性質または目的による場合	
2	高速電気軌道第2号線守口停留場外2箇所信号用電源装置 修繕	産業用機器	交通局	(株)京三製作所	57,540,000	平成23年10月5日		契約の性質または目的による場合	
3	放射性物質簡易検査機器 買入	理化学機器	健康福祉局	EMFジャパン(株)	22,848,000	平成23年10月5日		契約の性質または目的による場合	
4	低速回転式せん断破碎機用部品(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	29,347,500	平成23年10月6日		契約の性質または目的による場合	
5	大阪市交通局庁舎ブライクローラー制御盤修繕	産業用機器	交通局	(株)前川製作所	4,200,000	平成23年10月7日		契約の性質または目的による場合	
6	高速電気軌道第4号線緑橋停留場電気室配電機器制御装置改造	産業用機器	交通局	日新電機(株)	9,240,000	平成23年10月7日		契約の性質または目的による場合	
7	車載アンテナ外2点 買入	通信用機器	交通局	住友電工システムソリューション(株)	2,049,810	平成23年10月17日		契約の性質または目的による場合	
8	軸箱守すり板 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	共栄実業(株)	22,848,000	平成23年10月18日		契約の性質または目的による場合	
9	側受 スリ板 外1点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	共栄実業(株)	14,085,120	平成23年10月18日		契約の性質または目的による場合	
10	大阪市交通局庁舎ゴンドラ修繕	産業用機器	交通局	日本ゴンドラ(株)	5,302,500	平成23年10月19日		契約の性質または目的による場合	
11	高速車両(新20系)中間更新に伴う制御装置(一部更新)製造(2)	船舶・航空機・鉄道	交通局	三菱電機(株)	296,520,000	平成23年10月19日		契約の性質または目的による場合	
12	高速車両(新20系)空気制動装置改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)カナデン	217,151,235	平成23年10月19日		契約の性質または目的による場合	
13	高速車両(70系)中間更新に伴う空気制動装置改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)カナデン	50,576,400	平成23年10月20日		契約の性質または目的による場合	
14	共同溝ガス検知器修繕一式	理化学機器	建設局	(株)理研商会	4,515,000	平成23年10月21日		契約の性質または目的による場合	
15	新20系インバータ装置試験装置製造	産業用機器	交通局	住友商事(株)	27,804,000	平成23年10月24日		契約の性質または目的による場合	
16	上部火格子台外6点(大正工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	14,805,000	平成23年10月24日		契約の性質または目的による場合	
17	高速車両(新20系)制御装置予備品 製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	55,377,000	平成23年10月24日		契約の性質または目的による場合	
18	新20系中間更新改造に伴う車両改造部品(1)(車掌スイッチ外2点)	船舶・航空機・鉄道	交通局	ナブテスコ(株)	24,268,125	平成23年10月25日		契約の性質または目的による場合	
19	高速車両(70系)制御装置予備品製造(1)	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	7,186,725	平成23年10月26日		契約の性質または目的による場合	
20	高速電気軌道第2号線谷町四丁目停留場電気室配電機器制御装置改造	産業用機器	交通局	(株)日満	4,200,000	平成23年10月27日		契約の性質または目的による場合	
21	冷房設備監視装置(高速電気軌道第1号淀屋橋停留場) 買入	通信用機器	交通局	(株)ダイキンアプライドシステムズ	27,825,000	平成23年10月28日		契約の性質または目的による場合	
22	高速車両(70系)中間更新に伴う制御装置(一部更新)製造(1)	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)東芝	143,850,000	平成23年10月31日		契約の性質または目的による場合	
23	高速車両(25系)誘導無線移動局装置管制器改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)日立国際電気	6,048,000	平成23年11月1日		契約の性質または目的による場合	
24	高速車両(新20系)主電動機(一部更新)改造(1)	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)カナデン	23,562,000	平成23年11月2日		契約の性質または目的による場合	
25	高速車両(66系)中間更新に伴う空気制動装置改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)カナデン	32,944,800	平成23年11月2日		契約の性質または目的による場合	
26	高速車両(新20系)路線案内表示器製造(2)	船舶・航空機・鉄道	交通局	コイト電工(株)	16,093,350	平成23年11月2日		契約の性質または目的による場合	
27	レール削正車(RGH10・RG8)用部品 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友金属テクノロジー(株)	18,469,500	平成23年11月2日		契約の性質または目的による場合	
28	バス回数券(4000円券)外2点 印刷	活平版	交通局	光村印刷(株)	2,152,500	平成23年11月4日		契約の性質または目的による場合	
29	設備用電動空気圧縮機 買入	産業用機器	交通局	ユニバーサル機器(株)	4,620,000	平成23年11月7日		契約の性質または目的による場合	
30	中間火格子ブロック外6点(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	29,452,500	平成23年11月8日		契約の性質または目的による場合	
31	ドライブレコーダーシステム用部品 買入	通信用機器	交通局	新和商事(株)	3,359,160	平成23年11月8日		契約の性質または目的による場合	
32	高速車両(66系)伝送モニタ端末装置(一部更新)改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)交通電業社	34,062,000	平成23年11月8日		契約の性質または目的による場合	
33	高速車両(70系)行先表示装置・車内案内表示装置(一部更新)改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)交通電業社	17,850,000	平成23年11月8日		契約の性質または目的による場合	
34	高速車両(新20系)可動式ホーム柵対応・中間更新に伴う伝送モニタ端末装置改造(1)	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)交通電業社	84,420,000	平成23年11月8日		契約の性質または目的による場合	
35	中量軌道車両(100A系)中間更新改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	458,734,500	平成23年11月10日		契約の性質または目的による場合	
36	中量軌道車両(100A系)運転状況記録装置及び運転士異常時列車停止装置設置改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	12,348,000	平成23年11月10日		契約の性質または目的による場合	
37	高速車両(70系)車上遠隔制御装置(TRON一部)改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	三菱電機(株)	9,765,000	平成23年11月11日		契約の性質または目的による場合	
38	高速車両(70系)車上遠隔制御装置(TRON一部更新)製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	三菱電機(株)	57,750,000	平成23年11月11日		契約の性質または目的による場合	
39	高速車両(70系)制御装置予備品製造(2)	船舶・航空機・鉄道	交通局	三菱電機(株)	11,970,000	平成23年11月11日		契約の性質または目的による場合	
40	HBガイドローラー 外19点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	八洲器材(株)	2,641,065	平成23年11月11日		契約の性質または目的による場合	
41	中量軌道車両(100A系)台車一部更新に伴う車軸買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	46,620,000	平成23年11月14日		契約の性質または目的による場合	
42	高速車両(新20系)空気制動装置予備品製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)カナデン	31,888,605	平成23年11月14日		契約の性質または目的による場合	
43	音声合成放送装置用部品 買入	自動車用品	交通局	新和商事(株)	2,577,750	平成23年11月15日		契約の性質または目的による場合	
44	管制器ハンドセット外3点買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)日立国際電気	6,861,960	平成23年11月15日		契約の性質または目的による場合	
45	介護人付無料乗車証(単独乗車可)外1点 買入	その他材料	交通局	(株)トッパンTDKレーベル	3,668,175	平成23年11月16日		契約の性質または目的による場合	
46	NEWクロッシング3点買入	その他材料	交通局	大和軌道製造(株)	8,452,500	平成23年11月16日		契約の性質または目的による場合	
47	本町地下駐車場駐車機械装置修繕	産業用機器	建設局	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	7,560,000	平成23年11月18日		契約の性質または目的による場合	
48	列車集塵装置修繕	産業用機器	交通局	椿本興業(株)	12,495,000	平成23年11月22日		契約の性質または目的による場合	

No.	案件名称	契約の種類	主管局	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
49	はしご車分解整備(2)	自動車修理	消防局	(株)モリタテクノス	19,141,500	平成23年11月22日		契約の性質または目的による場合	
50	電磁波レーダ方式 コンクリート探査機 買入	通信用機器	交通局	日本無線(株)	2,625,000	平成23年11月24日		契約の性質または目的による場合	
51	二連式加湿酸素流量計一式買入	医療用機器	消防局	日本船舶薬品(株)	2,079,000	平成23年11月25日		契約の性質または目的による場合	
52	高速車両(新20系)路線案内表示器製造(1)	船舶・航空機・鉄道	交通局	コイト電工(株)	11,541,600	平成23年11月25日		契約の性質または目的による場合	
53	高速車両(新20系)車内案内表示装置製造(2)	船舶・航空機・鉄道	交通局	コイト電工(株)	9,027,900	平成23年11月25日		契約の性質または目的による場合	
54	方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕(23-1)	理化学機器	建設局	(株)理研商会	5,691,000	平成23年11月28日		契約の性質または目的による場合	
55	耐火タイル(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	7,494,900	平成23年12月7日		契約の性質または目的による場合	
56	方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕(23-2)	理化学機器	建設局	新コスモス電機(株)	2,730,000	平成23年12月7日		契約の性質または目的による場合	
57	救急車誤発進防止装置改造	自動車修理	消防局	大阪トヨペット(株)	3,274,740	平成23年12月8日		契約の性質または目的による場合	
58	触媒脱硝装置用触媒(西淀工場) 買入	産業用機器	環境局	(株)タクマ	14,028,000	平成23年12月9日		契約の性質または目的による場合	
59	グレートフレーム外8点(住之江工場) 買入	産業用機器	環境局	(株)タクマ	11,191,425	平成23年12月9日		契約の性質または目的による場合	
60	66系集電装置 パンタグラフ舟組 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	東洋電機製造(株)	8,568,000	平成23年12月12日		契約の性質または目的による場合	
61	高速車両(新20系)低圧電源装置(一部更新)改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	東洋電機製造(株)	113,553,300	平成23年12月12日		契約の性質または目的による場合	
62	高速車両(66系)低圧電源装置(一部更新)改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	東洋電機製造(株)	32,340,000	平成23年12月12日		契約の性質または目的による場合	
63	柴島浄水場 スラッジ中和槽攪拌機修繕	産業用機器	水道局	(株)竹内製作所	2,992,500	平成23年12月14日		契約の性質または目的による場合	
64	画像伝送システム用進行波管 買入	通信用機器	消防局	日本電気(株)	5,250,000	平成23年12月14日		契約の性質または目的による場合	
65	土佐堀地下駐車場駐車機械装置修繕	産業用機器	建設局	三菱重工パーキング(株)	8,032,500	平成23年12月15日		契約の性質または目的による場合	
66	高速車両(新20系)中間更新に伴う制御装置(一部更新)製造(3)	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)東芝	84,000,000	平成23年12月16日		契約の性質または目的による場合	
67	元空気ダメ管引通締切コック(ボール) 外2点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)カナデン	23,312,100	平成23年12月19日		契約の性質または目的による場合	
68	80系集電装置パンタグラフ補助すり板外2点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	東洋電機製造(株)	7,969,920	平成23年12月20日		契約の性質または目的による場合	
69	高速車両(30000系)戸閉装置予備品製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	ナブテスコ(株)	9,589,650	平成23年12月20日		契約の性質または目的による場合	
70	高速車両(30000系)制御装置予備品製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	三菱電機(株)	7,140,000	平成23年12月22日		契約の性質または目的による場合	
71	高速車両(新20系)主電動機(一部更新)改造(3)	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	5,985,000	平成23年12月22日		契約の性質または目的による場合	
72	高速車両(30000系)空気制動装置予備品製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	三菱電機(株)	40,242,825	平成23年12月22日		契約の性質または目的による場合	
73	レール削正車(RGH-10)修繕(その3)	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友金属テクノロジ(株)	2,373,000	平成23年12月26日		契約の性質または目的による場合	
74	高速車両(10系・新20系)ATC装置更新に伴う台車改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	4,437,300	平成23年12月27日		契約の性質または目的による場合	
75	車両用接地装置部品その1(接地装置端蓋外1点)買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	東芝トランスポートエンジニアリング(株)	7,843,500	平成23年12月28日		契約の性質または目的による場合	
76	車両用蛍光灯部品-1(蛍光灯安定器外5点)買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	東芝トランスポートエンジニアリング(株)	13,738,515	平成23年12月28日		契約の性質または目的による場合	
77	車両用蛍光灯部品その1(蛍光灯安定器外2点) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	東芝トランスポートエンジニアリング(株)	5,599,440	平成23年12月28日		緊急の必要による場合	
78	66系用主電動機 速度センサ 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	東芝トランスポートエンジニアリング(株)	2,990,400	平成23年12月28日		契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（66系）冷房装置予備品 製造

2 契約の相手方
株式会社 東芝

3 随意契約理由

地下鉄車両の冷房装置は、車内での快適性をサービスするうえで必要不可欠なものであり、常に最適に稼働させる必要がある。

冷房装置は様々なユニット、部品等で構成されており、その故障モードは多岐に渡るため、故障の復旧を迅速かつ的確に行うためには装置一式で交換するのではなくユニット単位、部品単位での取替えを行う必要がある。このため、予備品購入においては、搭載されている冷房装置とユニット単位、部品単位での取替えが可能、すなわち完全互換を有することが必要であり、かつ交換後も本体が正常に機能するための性能保障も要求されるものである。

本件は、平成22年5月27日に契約した冷房装置（株式会社 東芝製）の予備品購入であり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、上記業者を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号06-6585-6583）

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第2号線守口停留場外2箇所信号用電源装置修繕

2 契約の相手方

株式会社京三製作所

3 随意契約理由

本件は第2号線守口停留場外2箇所において使用されている信号用電源装置(ATC装置)の修繕を行うものである。

ATC装置は、鉄道使命の根幹である、安全輸送をつかさどる運転保安設備の中で最も重要な「列車間の衝突を防ぎ、速度超過による列車の脱線を防ぐ」設備であり、この装置に電源を供給する電源装置は、故障が生じないように、さらには故障が生じてもATC装置に悪影響を及ぼさないよう、特殊な設計、製作がされている。

これらの電源装置は、株式会社京三製作所製で装置全般に対する豊富な知識やノウハウを基に独自の技術で設計・製作されたものであり、その技術は他社には公開されていない。また、装置が正常に機能するための性能保証上、製作者である株式会社京三製作所以外では修繕を行うことはできない。

よって、上記理由により株式会社京三製作所を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局電気部電気管理事務所(計画)
(電話番号06-6965-1884)

随意契約理由書

1 案件名称

放射性物質簡易検査機器 買入

2 契約の相手方

EMF ジャパン株式会社
代表取締役 谷口 明

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生したため、厚生労働省は、3月17日に食品衛生法の観点から食品に対する放射性物質の暫定規制値を設定し、国の原子力災害対策本部が暫定規制値を超えた農水産物について出荷制限の指示を行っている。しかしながら、暫定規制値を超える牛肉が流通していたことが判明し、市民の不安払拭と食品の安全性を確保するため、本市では7月21日に牛肉のモニタリング検査を開始し、8月19日から牛肉以外の食品についてもモニタリング検査を行っている。今般、さらなるモニタリング検査強化のため、放射性物質簡易検査機器の整備を行うものである。

本市としては、検査実施機関において必要とされる使用条件をすべて満たす機器を購入する必要がある。平成23年8月現在、販売が確認された放射性物質簡易検査機器で、すべての条件を満たしているのはEMF ジャパン株式会社製 EMF211 型ガンマ線スペクトロメータのみである。したがって、今回購入する放射性物質簡易検査機器をEMF ジャパン株式会社製 EMF211 型ガンマ線スペクトロメータに指定する。

(2) 業者選定理由

当該機器はEMF ジャパン株式会社により製造販売されており、EMF ジャパン株式会社以外からは当該機器を購入することができないことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、上記業者との特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康福祉局健康推進部生活衛生課（乳肉衛生・動物管理グループ）
（電話番号 06 - 6208 - 9996）

随意契約理由書

1 案件名称

低速回転式せん断破碎機用部品（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入する低速回転式せん断破碎機用部品は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎設備の可燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市交通局庁舎ブラインクーラー制御盤修繕

2 契約の相手方

株式会社前川製作所

3 随意契約理由

本修繕は、本局庁舎の空調用に使用する冷凍システムの一部である制御盤の劣化部品の取替を行うものである。

本修繕対象となる制御盤は、株式会社前川製作所の独自技術で設計・製作されており、修繕時に必要となるデータ等については他社に公開されておらず企業秘密とされているため、制御盤が正常に機能するための性能保証上、株式会社前川製作所以外では本案件の修繕を行うことはできない。

以上の理由により、株式会社前川製作所を特名するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局総務部総務課庁舎管理

(電話番号 06-6585-6045)

1 案件名称

高速電気軌道第4号線緑橋停留場電気室配電機器制御装置改造

2 契約の相手方

日新電機株式会社

3 随意契約理由

本件は、電気鉄道システムを構成する電気室配電機器全般に関わる制御装置及び継電器の改造を行うものである。電気室配電機器は、30年周期で製作据付工事として発注が計画されており、その間15年毎に配電機器内の制御装置の改修を行う計画となっている。

契約の履行にあたっては、設備の特殊性から、当局ならびに鉄道独自の設計・安全思想の徹底のもと、他の関連する鉄道設備との綿密な整合をとりつつ、設計から装置の取換、調整まで一貫した管理体制のもとで行う必要がある。

また、今回の制御装置及び継電器の改造は、システム全体の根幹部分であり、既設設備の特殊な設計及び本システム稼働に必要なソフトウェアは日新電機株式会社が独自に開発したものであり、システム全体の構造等については他社には公開していない。そのため、システムが正常に機能するための性能保証上、製作者である同社以外では改造することができない。

さらに、改造後のシステムが正常に機能することを保証しつつ、万が一これらのシステムで障害が発生した際の迅速な対応においても同様である。

以上のことから、本制御装置及び継電器の改造については、同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局電気部電気課（電気設計）

随意契約理由書

1 案件名称 車載アンテナ外 2 点 買入

2 契約の相手方

住友電工システムソリューション株式会社

3 形状寸法等

車載アンテナ 住友電工システムソリューション製 VAD-3

GPSアンテナ 住友電工システムソリューション製 GA-15-5

MCAアンテナ 日本アンテナ製 MG-900-SHF

4 随意契約理由

(1) 機種選定理由

当局では乗客サービスとして、停留所でバスを待つお客様にバスの接近をお知らせするバスロケーションシステムを導入している。バスに設置している車載器より車両番号、系統番号、GPSアンテナより取得した車両位置情報などを車載アンテナから電波で停留所に設置する路上機もしくはデジタルMCA無線基地に送信し、中央処理装置へデータを集約し処理を行った後、数個先のバスロケーション対応停留所へバス接近情報を送信し停留所表示器にバスの接近を表示するものである。

本物品は、当局バスロケーションシステムの車載機器としてバス車両の屋根に取り付け、停留所等に設置している路上機やデジタルMCA無線基地と電波によりデータの受け渡しを行うものである。

このバスロケーションシステムは、住友電工システムソリューション株式会社製であり、当該メーカー独自の技術で設計され、設計製作時のデータ等については他社に公開しておらず企業秘密とされている。また当局バスロケーションシステムに対応するアンテナは上記製品のみであり、指定製品以外では使用できないため。

(2) 業者選定理由

車載アンテナ、GPSアンテナの製造元および当局バスロケーションシステムに対応するMCAアンテナの近畿圏内における唯一の販売代理店である上記業者以外からは買入が出来ないため。

5 法的根拠

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

6 担当部署

交通局自動車部整備課 (電話番号 06-6585-6463)

随意契約理由書

8

1 案件名称
軸箱守すり板 買入

2 契約の相手方
共栄実業株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

本品は当局地下鉄車両用の、住友金属株式会社製台車の保守取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。

また本品は曙ブレーキ工業株式会社製で、上記台車製作メーカーの指定品となっているため、性能保証・互換性の観点から、同社製以外の代替品を使用することができない。

更に本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本品は曙ブレーキ工業株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である共栄実業株式会社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施工令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

随意契約理由書

9

1 案件名称

側受 刃板 外1点 買入

2 契約の相手方

共栄実業株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

本品は当局地下鉄車両用の、住友金属株式会社製台車の保守取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。

また本品は曙ブレーキ工業株式会社製で、上記台車製作メーカーの指定品となっているため、性能保証・互換性の観点から、同社製以外の代替品を使用することができない。

更に本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本品は曙ブレーキ工業株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である共栄実業株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施工令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市交通局庁舎ゴンドラ修繕

2 契約の相手方

日本ゴンドラ株式会社

3 随意契約理由

本修繕はゴンドラ本体のワイヤーシープ、リミットスイッチ、チェーン、減速機オイル及びゴンドラ制御盤の速度検出器の取替を行うものである。

本件のゴンドラは、日本ゴンドラ株式会社の独自技術で設計・製作されており、構造・製作時のデータ及び分解整備時に要するデータ等については、他社に公開しておらず企業秘密とされているため、ゴンドラが正常に機能するための性能保証上、日本ゴンドラ株式会社以外では本案件の修繕を行うことができない。

以上の理由により、日本ゴンドラ株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局総務部総務課庁舎管理

(電話番号 06-6585-6042)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）中間更新に伴う制御装置（一部更新）製造（2）

2 契約の相手方
三菱電機株式会社

3 随意契約理由

当局新20系車両用制御装置については、製作後の年数経過に伴い故障率が上昇しており、車両寿命までの制御装置^{※1}の延命処置として、新20系制御装置一部更新^{※2}を実施する。新20系制御装置一部更新の対象装置として老朽が激しいインバータ装置、ゲート制御装置等の更新が必要となった。

インバータ装置、ゲート制御装置等は、制御装置の主要装置であり、安定した加速・減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、当局21系07、22系07編成に搭載している制御装置の一部更新するもので、これらの制御装置は、三菱電機株式会社製であり装置全般に対する知識および、装置を据え付ける車両の構造・ぎ装^{※3}等を熟知し、設計、製作されたものである。改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるほか、設計、製作に関するデータは他社には公開されていないため三菱電機株式会社以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、三菱電機株式会社を特名する。

※1 制御装置

車両を駆動する電動モータの動作を制御し、車両を加速・減速させる装置

※2 新20系制御装置一部更新

新20系制御装置を構成する部品及び機器において、老朽が激しい部品の更新を行い、車両寿命まで制御装置の性能を延命する。

※3 ぎ装

組み立てた車体に機械・電気部品や内装などを取り付けること。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系） 空気制動装置改造

2 契約の相手方
株式会社カナデン

3 随意契約理由
当局第5号線において可動式ホーム柵の運用が予定されており、可動式ホーム柵に対応する車両改造^{※1}が必要となった。また新20系車両は、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、車両寿命までの延命処置として車両中間更新を実施^{※2}する。この対象装置として、空気制動装置^{※3}の改造を実施する。
本件で改造する装置は、空気制動装置の主要装置であり、安定した減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
本件は、当局新20系車両の空気制動装置を改造するものである。この空気制動装置は、三菱電機株式会社が装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。従って、改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、三菱電機株式会社以外には改造することが出来ない。
以上の理由により、三菱電機株式会社の唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。

- ※1 可動式ホーム柵対応改造車両中間更新
可動式ホーム柵に対応するためには乗り心地良くかつ定位置に停車する必要があり、空気制動装置の改造が必要である。
- ※2 車両中間更新
新20系車両は竣工から約20年が経過し、車内設備及び主要機器の老朽化が進んでいるため、車両寿命までの延命のために車両中間更新として改造を実施する。
- ※3 空気制動装置
空気圧を利用して、車両を減速・停止させる装置。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（70系）中間更新に伴う空気制動装置改造

2 契約の相手方
株式会社カナデン

3 随意契約理由

当局7号線70系車両については、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、車両寿命までの延命処置として、70系車両中間更新^{※1}を実施する。70系車両中間更新の対象装置として老朽が激しい空気制動装置^{※2}の改造が必要となった。

本件で改造する装置は、空気制動装置の主要装置であり、安定した減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、当局70系車両の空気制動装置を改造するものである。この空気制動装置は、三菱電機株式会社が装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。従って、改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、三菱電機株式会社以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、三菱電機株式会社の唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。

※1 70系車両中間更新

70系車両は竣工から約20年が経過し、車内設備及び主要機器の老朽化が進んでいる。今後、車両寿命までの延命を目的とし、主要機器等の改造を実施する。

※2 空気制動装置

空気圧を利用して、車両を減速・停止させる装置

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

共同溝ガス検知器修繕一式

2 契約の相手方

(株)理研商会

3 随意契約理由

今回修繕する共同溝ガス検知器は共同溝の各洞道内において、本市職員及び企業体の維持管理作業等で酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための確保を行う重要な設備であるが、長年の使用により構成部品に動作不良が生じているため取替修繕を行うものである。

本設備は(株)理研計器が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称
新20系インバータ装置試験装置製造

2 契約の相手方
住友商事株式会社

3 随意契約理由

当局新20系車両用制御装置については、製作後の年数経過に伴い故障率が上昇しており、車両寿命までの制御装置^{※1}の延命処置として、新20系制御装置一部更新^{※2}を実施する。新20系制御装置一部更新の対象装置として老朽が激しいインバータ装置、ゲート制御装置等の更新が必要となった。

インバータ装置、ゲート制御装置等は、制御装置の主要装置であり、安定した加速・減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

新20系制御装置一部更新において製作する制御装置の機器であるインバータ制御装置は、動作および特性の検査を実施するためにインバータ装置試験装置が必要である。

インバータ装置試験装置とは、制御装置の主要装置であるインバータ装置が安定した加速・減速性能において正常であるかを検査するために大変重要な試験装置である。

今回、製造するインバータ試験装置は、当局新20系制御装置（一部更新）製造において製作された制御装置（日立製）に使用するものである。制御装置は、当該メーカー独自の技術で設計・製作されたものであり、インバータ装置試験装置が正常に機能するためには、制御装置の構成、機能はもちろんのこと、制御装置を据え付ける車両の構造・ぎ装^{※3}等を熟知し、装置全般に対する知識を元に設計、製作する必要があり、装置が正常に機能するための性能保証上、制御装置を製造した株式会社日立製作所以外では製作することが出来ない。

以上の理由により、株式会社日立製作所の唯一の代理店である上記業者を特名する。

※1 制御装置

車両を駆動する電動モータの動作を制御し、車両を加速・減速させる装置

※2 新20系制御装置一部更新

新20系制御装置を構成する部品及び機器において、老朽が激しい部品の更新を行い、車両寿命まで制御装置の性能を延命する。

※3 ぎ装

組み立てた車体に機械・電気部品や内装などを取り付けること。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

上部火格子台外6点（大正工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船株

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する上部火格子台外6点は、日立造船株式会社製の大正工場焼却設備の焼却炉用の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。

したがって本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、日立造船株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、日立造船株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 大正工場 （電話番号 06-6553-0464）

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）制御装置予備品製造

2 契約の相手方
住友商事株式会社

3 随意契約理由

当局新20系車両用制御装置については、製作後の年数経過に伴い故障率が上昇しており、車両寿命までの制御装置※¹の延命処置として、新20系制御装置一部更新※²を実施する。新20系制御装置一部更新の対象装置として老朽が激しいインバータ装置、ゲート制御装置等の更新が必要となった。

インバータ装置、ゲート制御装置等は、制御装置の主要装置であり、安定した加速・減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、契約日 平成22年11月16日 契約番号80048「高速車両（新20系）中間更新に伴う制御装置（一部更新）製造（1）」で契約した制御装置（株式会社日立製作所製）の予備品として、本体や構成部品が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、株式会社日立製作所の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

※1 制御装置

車両を駆動する電動モータの動作を制御し、車両を加速・減速させる装置

※2 新20系制御装置一部更新

新20系制御装置を構成する部品及び機器において、老朽が激しい部品の更新を行い、車両寿命まで制御装置の性能を延命する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
新20系中間更新改造に伴う車両改造部品(1)(車掌スイッチ外2点)買入

2 契約の相手方
ナブテスコ株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

新20系中間更新改造に合せ車両の戸閉回路を変更する。既設の戸閉装置^{※1}のうち、車掌スイッチ、戸閉継電器盤が対応できないため、本製品への変更が必要となった。

本製品は、列車の重要な機器のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求され、ナブテスコ株式会社が戸閉装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものであり、戸閉装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものである。

また、機器の構成・機能はもちろんのこと、ぎ装上^{※2}、機器の互換を有し、既設の戸閉装置との整合性や動作を円滑にさせる必要がある。

(2) 業者選定理由

本件物品は、ナブテスコ株式会社製であるため、直接販売店である同社を特名する。

※1 戸閉装置

車両の側出入り口扉の開閉指令を出力する車掌スイッチ、車掌スイッチ操作により動作する戸閉電磁弁、戸閉電磁弁動作により扉を開閉させる戸閉機、列車走行時に外乱により側出入り口扉の開き指令があっても扉が開かないようにする戸閉保安装置、戸閉回路の逆流防止ダイオードや車側灯回路の継電器類を組み込んだ戸閉継電器盤で構成している。

※2 ぎ装

組立てた車体に機械・電気部品や内装などを取り付けること。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道技術本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（70系）制御装置予備品製造（1）

2 契約の相手方
住友商事株式会社

3 随意契約理由

当局7号線70系車両用制御装置については、製造後の経過年数増大に伴い故障率が上昇しており、車両寿命までの制御装置※¹の延命処置として、70系制御装置一部更新※²を実施する。70系制御装置一部更新の対象装置として老朽が激しいインバータ装置、ゲート制御装置等の更新が必要となった。

インバータ装置、ゲート制御装置等は、制御装置の主要装置であり、安定した加速・減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、契約日 平成22年9月15日 契約番号80025「高速車両（70系）中間更新に伴う制御装置（一部更新）製造（1）」で契約した制御装置（株式会社日立製作所製）の予備品として、本体や構成部品が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、株式会社日立製作所の唯一の代理店である上記業者を特名する。

※1 制御装置

車両を駆動する電動モータの動作を制御し、車両を加速・減速させる装置

※2 70系制御装置一部更新

70系制御装置を構成する部品及び機器において、老朽が激しい部品の更新を行い、車両寿命まで制御装置の性能を延命する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

1 案件名称

高速電気軌道第2号線谷町四丁目停留場電気室配電機器制御装置改造

2 契約の相手方

株式会社日満

3 随意契約理由

本件は、電気鉄道システムを構成する電気室配電機器全般に関わる制御装置の改造を行うものである。電気室配電機器は、30年周期で製作据付工事として発注が計画されており、その間15年毎に配電機器内の制御装置の改修を行う計画となっている。

本装置は、旧井上電機製作所製でメーカー独自の技術で設計製作されたものであるが、平成14年10月15日付け自己破産したことを受け、近江産業グループの一員である株式会社旭東電機産業が特許・実用新案等の知的財産に加え技術文書等の譲渡を受け営業展開を行っていた。その後、平成18年2月27日に同グループ内の上記業者は株式会社旭東電機産業の電気部門と統合し、旧井上電機製作所製の保守点検及び既設設備の改造を行うこととなった（平成20年7月16日確認済）。

契約の履行にあたっては、設備の特殊性から、当局ならびに鉄道独自の設計・安全思想の徹底のもと、他の関連する鉄道設備との綿密な整合をとりつつ、設計から装置の取換、調整まで一貫した管理体制のもとで行う必要がある。

今回の制御装置の改造はシステム全体の根幹部分であり、また上記理由によりシステム全体の構造等については他社には公開していないため、システムが正常に機能するための性能保証上、同社以外では当業務を確実に履行することは不可能である。また、改造後のシステムが正常に機能することを保証しつつ、万が一これらのシステムで障害が発生した際の迅速な対応においても同様である。

以上のことから、本制御装置の改造については、同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局電気部電気課（電気設計）

（電話番号06-6585-6563）

随意契約理由書

1 案件名称

冷房設備監視装置（高速電気軌道第1号線淀屋橋停留場）買入

2 契約の相手方

株式会社ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本件は、冷凍機を設置している駅舎に冷房設備監視装置を設置し、冷房設備機器の運転状態監視、運転スケジュール管理、トレンド機能、帳票管理、運転注意情報等を当局の総合情報ネットワークを介して遠隔監視を行うものである。

既設装置は、株式会社ダイキンアプライドシステムズが独自にプログラムおよびソフトウェアを開発製作しており、そのプログラムやソフトウェア、装置の構成は他社に公開していない。

また、本件では、ソフトウェアの設計および既設装置との接続が必要なため、冷房設備監視装置が正常に機能するための性能保証上、既設装置のプログラムおよびソフトウェアを開発製作した株式会社ダイキンアプライドシステムズ以外では製作することが出来ない。

よって、上記理由により株式会社ダイキンアプライドシステムズを特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法第21条の14第1項第2号に該当

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課

（電話番号06-6585-6565）

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（70系）中間更新に伴う制御装置（一部更新）製造（1）

2 契約の相手方
株式会社東芝

3 随意契約理由

当局7号線70系車両用制御装置については、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、車両寿命までの制御装置※¹の延命処置として、70系制御装置一部更新※²を実施する。70系制御装置一部更新の対象装置として老朽が激しい断流器箱の一部更新が必要となった。

断流器箱は、制御装置の主要装置であり、安定した加速・減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、当局70系07、09編成の制御装置を一部更新するものであるが、これらの制御装置は、株式会社東芝が装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるほか、設計、製作に関するデータは他社には公開されていないため株式会社東芝以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、株式会社東芝を特名する。

※1 制御装置

車両を駆動する電動モータの動作を制御し、車両を加速・減速させる装置

※2 70系制御装置一部更新

70系制御装置を構成する部品及び機器において、老朽が激しい部品の更新を行い、車両寿命まで制御装置の性能を延命する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両（25系） 誘導無線移動局装置管制器改造
- 2 契約の相手方
株式会社 日立国際電気
- 3 随意契約理由
誘導無線移動局装置は、地下鉄車両の乗務員と運転指令所間との通話及び乗務員（運転士・車掌）相互間の通話を行うために車両側に装備された装置である。
また、列車の電源である第3軌条を停電させる機能も具備しており、事故時等の緊急時においても使用され、列車を運行させるうえで必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される重要な装置である。
管制器は乗務員室に設置され、列車無線装置の操作を行うものである。
この誘導無線移動局装置は株式会社日立国際電気が装置全般に対する知識を元に独自の技術で設計・製作されており、構造及び相互の関連機構並びに設計図・製作時のデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。
このため、装置が正常に機能するための性能保障上、同社以外は改造を行うことはできない。
以上の理由により同社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）主電動機（一部更新）改造（1）

2 契約の相手方
株式会社カナデン

3 随意契約理由

当局新20系車両用主電動機については、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、延命処置として新20系主電動機一部更新を実施する。

主電動機は高速車両の台車に搭載され、制御装置から供給される電力により車両を走行させるための駆動力を発生させる装置である。また、主電動機に取付けられた速度センサにより車両速度を算出している。したがって、故障等が発生した場合には車両の加速・減速にも大きく影響を及ぼすため、製品の良否が営業運転上に著しい影響を及ぼすため、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件で一部改造する主電動機は、三菱電機株式会社が装置全般に対する知識を基に設計、製作されており、構造、製作時のデータ及び改造に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。従って、一部改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、三菱電機株式会社以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、三菱電機株式会社の唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6568-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（66系）中間更新に伴う空気制動装置改造

2 契約の相手方
株式会社カナデン

3 随意契約理由

66系車両は、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、車両寿命までの延命処置として車両中間更新を実施^{※1}する。この対象装置として、空気制動装置^{※2}の改造を実施する。

本件で改造する装置は、空気制動装置の主要装置であり、安定した減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、当局66系車両の空気制動装置を改造するものである。この空気制動装置は、三菱電機株式会社が装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。従って、改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、三菱電機株式会社以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、三菱電機株式会社の唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。

※1 車両中間更新

66系車両は竣工から約20年が経過し、車内設備及び主要機器の老朽化が進んでいるため、車両寿命までの延命のために車両中間更新として改造を実施する。

※3 空気制動装置

空気圧を利用して、車両を減速・停止させる装置。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）路線案内表示器製造（2）

2 契約の相手方
コイト電工株式会社

3 随意契約理由

平成2年から平成9年にかけて大量導入された新20系車両に対し実施する中間更新^{※1}に併せ、車内リフレッシュ化を実施する。この車内リフレッシュ化^{※2}の一環として、列車の進行方向や停車駅がわかる路線案内表示器、聴覚障がい者の方へ扉の開閉場所をわかりやすく表示する扉開閉予告灯の設置を行う。路線案内表示器は車内案内表示装置の構成機器であり、扉開閉予告灯への電源供給機能を有している。

本件で、路線案内表示器を設置する車内案内表示装置は、コイト電工株式会社製である。構成機器として本体や構成部品が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、コイト電工株式会社を特名する。

※1 中間更新：製造より約20年が経過し、車内設備及び主要機器の老朽化が進んでいるため、車両寿命までの延命のために車両中間更新として改造を実施する。

※2 車内リフレッシュ化：お客様へのサービス向上を目的とした客室内の改造を実施する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1. 案件名称

レール削正車(RGH10・RG8)用部品

2. 契約の相手方

住友金属テクノロジー株式会社

3. 随意契約理由

当局が使用しているレール削正車(RGH10・RG8)は、ハラスコレール社製の保線作業用大型特殊機械である。

今回購入する部品は、レール削正作業に用いるレール削正車の部品であり、製作会社がレール削正車用に独自に開発、製造したものであり、他社では製造されていない。また、同部品は他の部品との適合性や、各装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであるため、同社以外の製品を使用することができない。

以上の理由により、同社唯一の代理店である、住友金属テクノロジー株式会社との随意契約を依頼する。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部工務管理事務所大国町保線管区長居機械保線区
(電話番号 06-6607-4320)

随意契約理由書

1. 案件名称 バス回数券（4000円券）外2点印刷
2. 契約の相手方 光村印刷株式会社
- 所在地 大阪市中央区久太郎町1-3-9
- 電話番号 (06) 6266-5801
- 担当者名 坂本
- 承認番号 170122

3. 随意契約理由

この回数券は、当局路線バス乗車用の23枚及び28枚の券片からなり、バス降車時に利用客が料金箱に投入して運転手が目視により収受する使用期限無期限の紙製乗車券で、バス営業所、地下鉄駅及び当局が乗車券等の販売を委託している売店等で発売されているものである。

使用期限が無期限で、且つ上記発売箇所での払い戻しや金券ショップ等での換金が可能な金券であることから、新たに偽造を防止する方法について検討を重ね、平成14年度に入札を行い上記業者に決定した。

今回、購入するにあたって偽造防止が重要な要素であり、また、当券は特定の個人に対する証明書ではなく、不特定多数の人々が乗車券あるいは金券として利用するものであるため、その信頼性は充分確保する必要がある。

よって、利用されるお客様、販売従事者、利用時に確認をするバス運転手、その他回数券を所有する方々の、回数券への混乱を招かないためにも色合いや文字及び模様等の細部に至るまで前回購入した回数券と同一であることが必要となり、この条件に合うものを製作できるのは上記業者のみであり他の業者には同じ色合いが出せず類似品しか製作できないためである。

4. 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
5. 担当部署 交通局総務部経理課（乗車券）
（電話番号 (06) 6585-6199）

以上

随意契約理由書

1 案件名称

設備用電動空気圧縮機 買入

2 契約の相手方

ユニバーサル機器株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

設備用電動空気圧縮機は、圧縮空気を作り出す設備機器であり、高速電気軌道車両の検修作業時においては必要不可欠である。

本件の機器については、3台の設備用電動空気圧縮機を1組としたシステムによる稼働制御とするものである。必要な空気量に応じて最少1台から最大3台までを稼働させ、検修作業に必要な圧縮空気を作り出すとともに、1台に負担がかからないよう、プログラムにて稼働時間が平準となるように設計・制御されている。なお、3台の設備用電動空気圧縮機については老朽更新のため平成21年度より順次更新を行っており、今年度更新することで3台すべての更新が完了となる。

このような3台1組の設備用電動空気圧縮機を稼働制御するために、平成21年度更新機と平成22年度更新機を、平成22年度更新機時において仕様を決定し製作したものであり、本件の設備用電動空気圧縮機を buy することで3台1組として本稼働できるものである。

よって、3台1組を制御稼働するとして設備用電動空気圧縮機制御盤を開発・設計・製作した、ユニバーサル機器株式会社製の設備用電動空気圧縮機以外では本稼働できない。

(2) 業者選定理由

上記システムによる、3台1組の稼働制御とする設備用電動空気圧縮機はユニバーサル機器株式会社が当該メーカー独自の技術で設計・製作したものであり、企業秘密のため他に公開されていない。

以上の理由によりユニバーサル機器株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号。

5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロッ外 6 点 (舞洲工場) 買入

2 契約の相手方

日立造船 (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する中間火格子ブロッ外 6 点は、日立造船 (株) 施工による舞洲工場焼却設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船 (株) 製品の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船 (株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船 (株) と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称 ドライブレコーダーシステム用部品買入

2 契約の相手方
新和商事株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

ドライブレコーダーシステムは、バス車載機、解析装置（営業所用）及び解析サーバ（本局用）から構成している。バス車載機は、バス前方に設置する映像記録用カメラで進行方向の運行状況（車外）及びお客様の動向（車内）を映像と共に音声も記録し、且つ、急発進、急停車等の情報（運行記録データ）の収集や運転手に対し警告を行なう。解析装置は、バス車載機で記録された映像、音声及び運行記録データを収集し、それを基に運転手にエコドライブ、事故防止抑制の指導を行なう。解析サーバは、解析装置で収集した情報の共有、管理を行なう。

ドライブレコーダーシステムはクラリオン株式会社製で、映像、音声、運転手の運転記録等、機密性の高いデータを扱っており、機器制御部や記憶装置等の情報保護部位を含め、メーカー独自の技術で設計、製作されているため、機器の構造・動作原理・制御プログラム等の仕様については企業秘密とされており、装置が正常に機能するための性能保障上クラリオン株式会社製以外の部品を使用することができない。

(2) 業者選定理由

本件はクラリオン株式会社が独自の技術で設計、製作したものであり、企業秘密のため他社には公開されておらず、クラリオン株式会社の指定する唯一の代理店である上記業者以外からは買入ができない。

4 法的根拠
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局自動車部整備課（電話番号 06-6585-6464）

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両（66系）伝送モニタ端末装置（一部更新）改造
- 2 契約の相手方
株式会社交通電業社
- 3 随意契約理由
本品は、列車の種別および行先を表示する装置を制御する機能を有し、列車の各機器の情報や列車情報の表示および記録を行っている機器で、より安全な列車運行を支援する役目を担っている装置である。
66系車両の伝送モニタ端末装置は、製作後の年数の経過とともに機器を構成する部品の劣化や故障率が増加してきており、車両寿命までの延命処置として、一部更新改造を実施する。
本件で改造される装置は、株式会社交通電業社が装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。従って、改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、株式会社交通電業社以外には改造することが出来ない。
以上の理由により上記業者を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部 車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（70系）行先表示装置・車内案内表示装置（一部更新）改造

2 契約の相手方
株式会社交通電業社

3 随意契約理由

行先表示装置は、列車の先頭車の車体前面及び各車の側面に列車の行先を表示する装置であり、車内案内表示装置は、視聴覚障害者対策や文字による乗客サービスの一環として列車の行先案内や次駅案内、乗り換え案内情報、イベント情報等の文字情報や扉の開閉の情報（文字及び音による案内）を表示する装置である。

当局第7号線70系車両の行先表示装置および車内案内表示装置は、製作後の経過年数増大に伴い機器を構成する部品の劣化や故障率が増加してきており、車両寿命までの延命処置として、一部更新を実施する。

本件で改造される装置は、株式会社交通電業社が装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。従って、改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、株式会社交通電業社以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、株式会社交通電業社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両（新20系）可動式ホーム柵対応・中間更新に伴う伝送モニタ端末装置改造（1）
- 2 契約の相手方
株式会社交通電業社
- 3 随意契約理由
本品は、列車の行き先を表示する装置を制御する機能を有し、列車の各機器の情報伝送や列車情報の表示を行っている機器であり、より安全な列車運行を支援する役目を担っている装置である。
当局第5号線において可動式ホーム柵の運用が予定されており、可動式ホーム柵に対応する車両改造が必要となった。この車両改造にあたり、乗客と運転指令が連絡できる機能、乗務員を支援する機能を追加する必要があり、当局第5号線新20系車両の伝送モニタ端末装置の変更が必要となった。また、新20系車両の伝送モニタ端末装置は、製作後の年数の経過とともに機器を構成する部品の劣化や故障率が増加してきており、車両寿命までの延命処置として、一部更新を実施する中間更新を実施する。
本件で改造される装置は、株式会社交通電業社が装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。従って、改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、株式会社交通電業社以外には改造することが出来ない。
以上の理由により、株式会社交通電業社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
中量軌道車両（100A系）中間更新改造

2 契約の相手方
住友商事株式会社

3 随意契約理由

中量軌道車両は、車両に搭載されている各システムが密接に関わり合い、車両トータルシステム^{※1}を構成し無人運転を行っている。無人運転の安全に関わる装置は、電子機器が数多く使用されており、製作後の年数経過に伴い故障率が上昇しており、車両寿命までの延命処置として、中間更新改造^{※2}を実施する。

本件で改造する装置は安全に関わる装置であるため、本改造により各システムの協調性を損なうと、トータルシステム全体に影響を及ぼし安全な運行ができなくなる。

本件は、車両トータルシステムに関わるものであり、互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものである。また、新潟トランス株式会社^{※3}が製造・施工を行っており、データは他社には公開されておらず新潟トランス株式会社以外に改造することが出来ない。

以上の理由により、新潟トランス株式会社の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

※1 トータルシステムとは、車両や分岐案内設備、信号保安設備、通信情報伝送設備、自動運転（ATO）設備、電車線設備、電力管理システムや運行管理システム等の各サブシステムが機能的に結合し、これらの各設備が一体となって総合的なニュートラムシステムとして運行されており、安全性、信頼性の高い無人運転を実現した運行形態の総称である。

※2 車両更新寿命を22年で計画し、車両更新計画の猶予期間のある約半数の10編成について、安全に関わる装置の更新を実施し、排出された装置の部品を、更新を実施しない編成の予備品として確保する。

4 根拠法令
本件は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6583-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

中量軌道車両（100A系）運転状況記録装置及び運転士異常時列車停止装置設置改造

2 契約の相手方

住友商事株式会社

3 随意契約理由

平成17年4月25日に発生したJR西日本福知山線における列車脱線事故を契機として「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令」が平成18年7月1日に改正された。この改正に伴い列車の運転状況を記録する装置および、運転士が疾病等の理由により運転操作を継続できなくなった場合に列車を停止させる装置の設置が必要となった。

本件は、運転状況を記録する装置および、運転士が疾病等の理由により運転操作を継続できなくなった場合に列車を停止させる装置の設置改造をするものである。

中量軌道車両は、車両に搭載されている各システムが密接に関わり合い、車両トータルシステムを構成し運行している。本件で設置する運転状況を記録する装置は、時刻、速度、運転士の操作に関する基本情報、自動列車制御装置の動作等の情報記録を行うために、各システムより情報を得る必要がある。また、運転士が疾病等の理由により運転操作を継続できなくなった場合に列車を停止させる装置は、ブレーキシステムの変更が必要となる。各システムの協調性を損なうと、トータルシステム全体に影響を及ぼし安全な運行ができなくなる。

本件は、車両トータルシステムに関わるものであり、新潟トランス株式会社で製造・施工を行ったため、データ等は一般に公開されておらず企業秘密とされているため、新潟トランス株式会社の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

4 根拠法令

本件は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号 06-6583-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（70系）車上遠隔制御装置（TRON 一部）改造

2 契約の相手方
三菱電機株式会社

3 随意契約理由

平成17年4月25日に発生したJR西日本福知山線における列車脱線事故を契機として「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令」が平成18年7月1日に改正され、列車の速度やブレーキ等の情報を記録する装置（以下「運転状況記録装置」という）の設置が必要となった。

運転状況記録装置には、力行、ブレーキ等の操作状況や位置情報等の情報を記録する必要があり、それらの情報については、車上遠隔制御装置（以下「TRON装置」という）より情報の収集を行う。

今回、運転状況記録装置を設置するにあたり、TRON装置の一部改造が必要不可欠となる。

そのため、過去に更新、改造されているTRON関連の機器との互換性は当然のこと、TRON装置の機能、構造、列車の運行に関わる情報を互いに送受信する各車上装置の機能、内部データ構成等を十分把握している必要があり、いかなる場合においても機器性能を十分に保証できるものでなければならない。また、70系車両に搭載されているTRON装置は全数三菱電機株式会社製であるほか、構造についても他社には公開されていないため、本装置を製造した三菱電機株式会社以外には本件を履行することができない。

以上の理由により、三菱電機株式会社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（70系）車上遠隔制御装置（TRON一部更新）製造

2 契約の相手方
三菱電機株式会社

3 随意契約理由

車上遠隔制御装置（以下「TRON装置」という）は、力行、ブレーキ及びサービス機器等乗務員の操作、あるいは他の機器から発生する制御指令を各車両の各機器へ伝送する装置である。また、各車両の各機器の動作状態情報を集約し、運転台のモニタ表示器に表示させるほか、故障情報等を記録する装置である。

70系車両については、TRON装置に列車の運行に関わる情報が全て入出力されており、車両を運行するには必要不可欠な装置であると同時に、常に正確に稼働させる必要がある。

70系車両のTRON装置においては、H16年から運転台表示装置の更新、H19年からは可動式ホーム柵対応改造を実施してきた経緯があり、今回の一部更新はこれらの改造等ですでに更新、改造されている機器以外を対象とする。そのため、過去に更新、改造されているTRON関連の機器との互換性は当然のこと、TRON装置の機能、構造、列車の運行に関わる情報を互いに送受信する各車上装置の機能、内部データ構成等を十分把握している必要があり、いかなる場合においても機器性能を十分に保証できるものでなければならない。また、70系車両に搭載されているTRON装置は全数三菱電機株式会社製であるほか、構造についても他社には公開されていないため、本装置を製造した三菱電機株式会社以外には本件を履行することができない。

以上の理由により、三菱電機株式会社を特名するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（70系）制御装置予備品製造（2）

2 契約の相手方
三菱電機株式会社

3 随意契約理由

当局7号線70系車両用制御装置については、製造後の経過年数増大に伴い故障率が上昇しており、車両寿命までの制御装置※1の延命処置として、70系制御装置一部更新※2を実施する。70系制御装置一部更新の対象装置として老朽が激しいインバータ装置、ゲート制御装置等の更新が必要となった。

インバータ装置、ゲート制御装置等は、制御装置の主要装置であり、安定した加速・減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、契約日平成23年3月3日 契約番号80086「高速車両（70系）中間更新に伴う制御装置（一部更新）製造（2）」で契約した制御装置（三菱電機株式会社製）の予備品として、本体や構成部品が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、三菱電機株式会社を特名する。

※1 制御装置

車両を駆動する電動モータの動作を制御し、車両を加速・減速させる装置

※2 70系制御装置一部更新

70系制御装置を構成する部品及び機器において、老朽が激しい部品の更新を行い、車両寿命まで制御装置の性能を延命する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

HBガイドローラ 外19点 買入

2 契約の相手方

八洲器材株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

本品は高速鉄道車両用制御装置の取替部品である。制御装置は車両を構成する上で重要な装置のひとつであり、安全運行上高度な信頼性が要求される。

本品は株式会社日立製作所製制御装置の取替部品で、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものであり同社製である。互換性及び装置が正常に機能するための性能保障が要求される事から同社製以外の代替品を使用する事は出来ない。

本品は同社独自の技術により設計、製作されており、それらに関するデータ等は他社には公開しておらず企業秘密とされているので同社以外で製作する事は出来ない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本品は株式会社日立製作所製であるため同社唯一の代理店である八洲器材株式会社に特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

(電話番号06-6681-9261)

随意契約理由書

- 1 案件名称
中量軌道車両（100A系）台車一部更新に伴う車軸買入

- 2 契約の相手方
住友商事株式会社

- 3 随意契約理由
100A系中量軌道車両には台車と呼ばれる装置があり、車体・乗客の重量を支えるだけでなく、駆動力・ブレーキ力・走行の衝撃を受ける等の過酷な条件下で使用している。台車の主要構成部品である車軸は、走行輪（タイヤ）を直接取り付けているハブをはじめ、モータの回転力を走行輪に伝達する歯車装置（差動機）を備えている台車の主要構成部品である。
この車軸は100万km走行を寿命として設計されており、寿命を超えて使用した場合は亀裂や折損等の物理的損傷を発生させ、重大な列車事故を起こすことが懸念されるため、寿命を考慮した更新が必要である。
また、車軸は当局中量軌道車両用として製作された新潟トランスシス㈱製の台車部品であり、装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。従って、台車に装着する際の互換性はもちろん、装置が正常に機能する為の性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。
以上の理由により、上記製品を指定するものである。
なお、本件物品は、新潟トランスシス㈱製であるため、同社で唯一の代理店である住友商事株式会社に特名する。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。

- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6585-6583)

以 上

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）空気制動装置予備品製造

2 契約の相手方
株式会社カナデン

3 特名理由

当局第5号線において可動式ホーム柵の運用が予定されており、可動式ホーム柵に対応する車両改造^{※1}が必要となった。また新20系車両は、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、車両寿命までの延命処置として車両中間更新を実施^{※2}する。この対象装置として、空気制動装置^{※3}の改造が必要となった。

本件は空気制動装置の改造により必要となる装置であり、空気制動装置の主要装置として様々なユニット、部品等で構成されており、その故障モードは多岐に渡るため、故障の復旧を迅速かつ的確に行うためには装置一式で交換するのではなく、ユニット単位、部品単位での取替えを行う必要がある。このため、予備品購入においては、搭載されている空気制動装置とユニット単位、部品単位での取替えが可能、すなわち完全互換を有することが必要であり、かつ交換後も空気制動装置が正常に機能するための性能保障も要求されるものである。

本件は、契約日 平成22年11月16日 契約番号80040 件名「高速車両（新20系）空気制動装置改造」で契約した空気制動装置（三菱電機株式会社製）の予備品として、本体や構成部品が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、三菱電機株式会社の唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。

※1 可動式ホーム柵対応改造車両中間更新

可動式ホーム柵に対応するためには乗り心地良くかつ定位置に停車する必要があるため、空気制動装置の改造が必要である。

※2 車両中間更新

新20系車両は竣工から約20年が経過し、車内設備及び主要機器の老朽化が進んでいるため、車両寿命までの延命のために車両中間更新として改造を実施する。

※3 空気制動装置

空気圧を利用して、車両を減速・停止させる装置。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号 06-6585-6583）

随意契約理由書

1 案件名称 音声合成放送装置用部品買入

2 契約の相手方
新和商事株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

ワンマンバス（乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするものをいう。）の構造要件として、放送装置を取付ける必要があり、当局ではそれを含めてバスの運行に合わせた放送や表示を制御するシステムとして、音声合成放送装置を搭載している。

また、聴覚に障害のあるお客様や海外からのお客様をはじめ、どなたにもわかりやすいバスとするため、放送内容に合わせた画像の表示や運行状況及びサービス内容などについて、画像や多言語での表示を行う。

今回調達する案件は、バス車内の液晶表示器に放送内容に合わせた画像や多言語を表示するために必要な放送装置の部品である。

当局で所有する音声合成放送装置は、クラリオン株式会社製でクラリオン株式会社が独自の技術で設計・製作されているため、機器の構造・動作原理・制御プログラム等の仕様については企業秘密とされており、装置が正常に機能するための性能保証上クラリオン株式会社製以外の代替品を使用することができない。

(2) 業者選定理由

クラリオン株式会社の指定する唯一の代理店である上記業者以外からは買入ができないため。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局自動車部整備課（電話番号 06-6585-6463）

以 上

随意契約理由書

1 案件名称

管制器ハンドセット外3点買入

2 契約の相手方

株式会社日立国際電気

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する物品は、高速鉄道車両に使用している誘導無線移動局装置の取替部品である。

誘導無線移動局装置とは、車両の乗務員と運転指令所間との通話及び乗務員（運転士・車掌）相互間の通話を行うために車両側に装備された装置である。また、この装置は、列車の電源である第3軌条を停電させる機能も具備しており、事故時等の緊急時においても使用され、列車を運行させるうえで必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される。

本品は、誘導無線移動局装置に使用している取替部品であり、当局高速鉄道車両用として製作された株式会社日立国際電気製の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は、株式会社日立国際電気製であるため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称 介護人付無料乗車証（単独乗車可）外1点 買入

2. 契約の相手方 株式会社トッパンTDKレーベル

3. 随意契約理由

この乗車証は本市健康福祉局から本市の福祉政策の一環として対象者へ配布するものであるが、個人を特定するものであるため氏名等の必要事項を書き込めるように表面処理が施されていること、また自動改札から乗車する際にも不正使用を発見し防止できるように裏面の地色を他の磁気化乗車券とは異なる色（白色）にしなければならない。

またカード様式の乗車券は、スルッとKANSAIの統一規格である関西サイバネティクス規格等に準拠し、また同規格に加盟している各社局が独自に導入している各種機器に対応できるよう磁気出力等の調整が行われていなければならない。よってカード様式の乗車券について当局から適合証明を受け、かつ前述の表面処理等を施した乗車券カードを作成できるのは現在のところ上記業者のみである。

4. 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署 交通局総務部経理課（乗車券）
（電話番号 （06）6585-6199）

以 上

随意契約理由書

1 案件名称

NEWクロッシング買入

2 契約の相手方

大和軌道製造株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

鉄道線路において一つの線路を分岐させ、車両の進路を選択する機構を分岐器といい、その中でレールが交わる部分で構成するものをクロッシングという。今回購入するNEWクロッシングは、素材に普通レールを使用し、レールとレールを溶接して製作していることから、クロッシング前後のレールとの溶接が容易である。製造は、電子ビーム溶接という大和軌道製造(株)が独自で開発した製造方法でクロッシングを製作しており、特許第 2965280 号特許第 3467597 号を所得し、日本工業規格 (JIS) 鉄道用分岐器類 (E 1303) にも適用されている。

(2) 業者選定理由

上記(1)の理由により、大和軌道製造株式会社以外で製作出来ないため、直接販売店である上記業者を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部工務部工務課

(電話番号: 06-6585-6517)

随意契約理由書

1 案件名称

本町地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

エヌエイチパーキングシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する駐車機械装置は本町地下駐車場を運営する上で必要不可欠なもので、機器の性能・機能を長期にわたり良好な状態に維持し利用車両の入・出庫、安全性を確保するには耐用年数に達した定期交換部品・消耗品の取替修繕を行い機能回復する必要がある。

修繕にあたっては装置の動作・構造及びシステムを熟知している必要があり、さらに部品の選定・取替後の調整等に製造者独自の技術を必要とする。

以上のことから、本修繕が履行可能な業者は装置を設計・製造した日立造船(株)より事業を継承したエヌエイチパーキングシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部設備課(電話 06-6615-7888)

随意契約理由書

1 名称

列車集塵装置修繕

2 契約の相手方

椿本興業株式会社

3 随意契約理由

列車集塵装置とは、地下鉄車両の法定検査を実施する際、車両の床下装置の気吹きを行い床下に集積したダストを除去、捕集する装置である。

本装置で捕集した気体は塵埃等を含んでいるため、大気に排出する時には塵埃と清浄空気とに分離する必要があり、本装置は分離可能な構造となっているため外気を汚染せず、きれいな空気のみを排出することができる。

この列車集塵装置は、製作メーカーである椿本興業株式会社独自の技術で設計されており、構造、製作時のデータ及び分解整備組立に要するデータ等については、他社に公開しておらず、企業秘密とされている。このため、装置が正常に機能するための性能保証上、椿本興業株式会社以外は修繕を行うことができない。

よって、製作メーカーである椿本興業株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

はしご車分解整備（2）

2 契約の相手方

株式会社 モリタテクノス （承認番号 321046）

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は株式会社モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記株式会社モリタテクノスは製作会社からはしご車分解整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は株式会社モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）

随意契約理由書

50

1 案件名称

電磁波レーダ方式 コンクリート探査機 買入

2 契約の相手方

日本無線㈱

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

本品は、構造物の改造工事等を行うため、コンクリート中の鉄筋及び空洞（塩ビ管等）を測定する機器である。

コンクリート中の鉄筋及び空洞（塩ビ管等）を測定するためには電磁誘導方式では鉄筋しか検知できず、X線検査法では設備が非常に大掛かりとなり携行できない。そのため1人でも測定を行うことが最も適しているのは、電磁波レーダ方式である。

探査対象が構造物中の概ね10～30 cmの位置に埋設されているため概ね30 cmの測定深度が必要である。

測定現場において対応するため、画面表示及び印刷が必要である。

床面だけでなく、天井や側壁上部の測定を行うことも多いため概ね2 kg以下でないと操作が困難である。

通常の測定による2次元での映像では、鉄筋及び空洞（塩ビ管等）の確認ができない場合に詳細測定による3次元映像により確認する必要があるため、3次元解析ソフトが必要である。

以上の必要条件を満たすのは、日本無線株式会社製の電磁波レーダ方式であるコンクリート探査機以外には無い。

(2) 業者選定理由

当該機器は日本無線株式会社により製造販売されており、日本無線株式会社以外からは購入することができないため、上記業者を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課（建築工事）

（電話番号 06-6965-5423）

随意契約理由書

1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社 大阪営業所

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

当該製品は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用するものである。

救急車内に設置する加湿酸素流量計は以下の性能を有する必要がある。

- ・薬事法により医療用具として承認を受けていること。
- ・フローメーター(酸素流量計)及び加湿瓶等が堅牢なケースに内蔵しており、ヘルメット等が衝突し衝撃を受けても損傷しにくい構造であること。
- ・同時に2名の傷病者に酸素投与する必要があることから二連式であること。
- ・呼吸様式の多様な患者に対応するため酸素流量は毎分15ℓ以上の投与ができ、かつ1ℓ毎の設定が可能であること。
- ・救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- ・人工呼吸器など酸素を必要とする資器材を使用する場合においても使用できるようにジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

上記すべてを満たすものは株式会社三幸製作所製の二連式加湿酸素流量計オキシパック OX-1のみであり、本製品を選定する。

(2) 業者選定理由

上記製品の製造販売元は株式会社三幸製作所であり、販売元は新鋭工業株式会社である。新鋭工業株式会社は、日本国内における株式会社三幸製作所の総代理店であり、上記業者は新鋭工業株式会社を取り扱う製品の日本国内における唯一の総代理店である。よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）路線案内表示器製造（1）

2 契約の相手方
コイト電工株式会社

3 随意契約理由

平成2年から平成9年にかけて大量導入された新20系車両に対し実施する中間更新^{※1}に併せ、車内リフレッシュ化を実施する。この車内リフレッシュ化^{※2}の一環として、列車の進行方向や停車駅がわかる路線案内表示器、聴覚障がい者の方へ扉の開閉場所をわかりやすく表示する扉開閉予告灯の設置を行う。路線案内表示器は車内案内表示装置の構成機器であり、扉開閉予告灯への電源供給機能を有している。

本件で、路線案内表示器を設置する車内案内表示装置は、コイト電工株式会社製である。構成機器として本体や構成部品が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、コイト電工株式会社を特名する。

※1 中間更新：製造より約20年が経過し、車内設備及び主要機器の老朽化が進んでいるため、車両寿命までの延命のために車両中間更新として改造を実施する。

※2 車内リフレッシュ化：お客様へのサービス向上を目的とした客室内の改造を実施する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）車内案内表示装置製造（2）

2 契約の相手方
コイト電工株式会社

3 随意契約理由

平成2年から平成9年にかけて大量導入された新20系車両に対し実施する中間更新^{※1}に併せ、車内リフレッシュ化を実施する。この車内リフレッシュ化^{※2}の一環として、列車の進行方向や停車駅がわかる路線案内表示器、聴覚障がい者の方へ扉の開閉場所をわかりやすく表示する扉開閉予告灯の設置を行う。路線案内表示器は車内案内表示装置の構成機器であり、扉開閉予告灯への電源供給機能を有している。

本件は、契約日 平成23年7月29日 契約番号80053「高速車両（新20系）路線案内表示器製造（1）」で契約した路線案内表示器（コイト電工株式会社製）の構成機器である。本体や構成部品が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、コイト電工株式会社を特名する。

※1 中間更新：製造より約20年が経過し、車内設備及び主要機器の老朽化が進んでいるため、車両寿命までの延命のために車両中間更新として改造を実施する。

※2 車内リフレッシュ化：お客様へのサービス向上を目的とした客室内の改造を実施する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕（23-1）

2 契約の相手方

株式会社 理研商会

3 随意契約理由

本件は、複合型ガス濃度測定器を修繕するものである。

修繕する複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される下水道施設内での作業において、作業時に酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定するものであるが、複合型ガス濃度測定器の各センサー・フィルター等の部品が長期の使用により損耗しており、測定結果に影響する可能性があるため、作業における安全対策上、部品の取替え、機能点検並びに調整を定期的に行う必要がある。

本機器は、株式会社 理研商会が製作したものであり、センサー・フィルター等の部品取替え及び点検には製作会社独自の技術を必要とし、取替え部品も他社で製作していない。

また、安全対策上、点検後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。よって、株式会社 理研商会に随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 工務課 事業所担当 （電話番号 06-6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する耐火タイルは、日立造船(株)施工による舞洲工場焼却設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 契約名称

方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕（23-2）

2 契約の相手方

新コスモス電機株式会社

3 随意契約理由

本件は、複合型ガス濃度測定器を修繕するものである。

修繕する複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される下水道施設内での作業において、作業時に酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定するものであるが、複合型ガス濃度測定器の各センサー・フィルター等の部品が長期の使用により損耗しており、測定結果に影響する可能性があるため、作業における安全対策上、部品の取替え、機能点検並びに調整を定期的に行う必要がある。

本機器は、新コスモス電機株式会社が製作したものであり、センサー・フィルター等の部品取替え及び点検には製作会社独自の技術を必要とし、取替え部品も他社で製作していない。

また、安全対策上、点検後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。よって、新コスモス電機株式会社に随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 工務課 事業所担当 （電話番号 06-6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

救急車誤発進防止装置改造

2 契約の相手方

大阪トヨペット株式会社

3 随意契約理由

高規格救急車は、走行関係装置、ボディーなどを新たに設計し製造され、国土交通省で認可を受けた車両で、救急救命士が定められた処置を行うための設備、機能を備えた車両として製作されている。

高規格救急車は、専用の特殊装置が装備されているが、その内の車両誤発進防止装置（盗難防止装置を兼ねている）は、その構造や機能が特に保安上、操作上重要であるため 当該高規格救急車製造会社の系列会社以外には開示されていない。

本件は、この装置の改造を行うものであるが、上記大阪トヨペット株式会社は当該高規格救急車製造会社の系列会社であり、大阪市域において特殊装置の整備・改造技術の提供を受け、本修繕を履行できる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6196）

随意契約理由書

1 案件名称

触媒脱硝装置用触媒（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する触媒脱硝装置用触媒は、（株）タクマ製の触媒脱硝装置の一構成部品であって西淀工場の排ガス性状・量・流速・温度・圧力損失等によって当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法、材質、他の構成部品との関連や他の排ガス処理設備との整合性は、当該会社のみが知り得るものであり、他社では触媒脱硝装置用触媒の品質や排ガス処理の性能保証ができる製品の製作が不可能であるため、（株）タクマ製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており、他社では取扱いができないことから、（株）タクマと特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 西淀工場（電話番号06-6472-3000）

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

グレートフレーム外8点（住之江工場）買入

2. 契約の相手方

（株）タクマ

3. 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入予定のグレートフレーム外8点は、（株）タクマ施工による焼却設備の一構成品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては、製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定するものである。

2) 業者選定理由

本部品は、株式会社タクマのみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。よって、（株）タクマに特名とするものである。

4. 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

環境局住之江工場（電話番号06-6681-0035）

随意契約理由書

1 案件名称

66系用集電装置 パンタグラフ舟組買入（集電装置部品）

2 契約の相手方

東洋電機製造株式会社

3 随意契約理由

当局塚筋線を走行する66系高速鉄道車両の集電装置は通称「パンタグラフ」と呼ばれ、電車線（DC1500V）から列車運行に必要な電力を取り込む装置である。

本品は、集電装置を構成している一部品であり、走行中においても絶えず架線と接触する必要があり、製品の良否が営業運転上に著しい影響を及ぼすため、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

今回購入する製品は、カーボンすり板取付用の舟組であり、カーボンすり板性能確認試験に使用するものである。集電装置全般に対する知識を元に設計、部品選定、設計されたものであり、装置製作時のデータ等は他社に公開しておらず企業秘密とされている。従って、部品を取り付ける上でも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、上記製品を指定し購入する。

本製品は、東洋電機製造株式会社製集電装置の取付部品であり、直接販売店である同社と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号06-6585-6583）

以 上

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両（新20系）低圧電源装置（一部更新）改造
- 2 契約の相手方
東洋電機製造株式会社
- 3 随意契約理由
低圧電源装置は通称MG（Motor Generator）と呼ばれ、車両に搭載している制動装置・制御装置・保安装置・サービス機器等の各種低圧電気機器に電力を供給する装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
当局新20系車両用低圧電源装置は、製作後の年数経過とともに故障率が増加しており、車両寿命までの延命処置として、一部更新改造を実施する。
この低圧電源装置は東洋電機製造株式会社製であり、当該メーカ独自の技術で設計、製作されており、構造、製作時のデータ及び分解、組立調整に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。
このため、装置が正常に機能するための性能保証上、同社以外は更新改造を行うことは出来ない。
以上の理由により同社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（66系）低圧電源装置（一部更新）製造

2 契約の相手方
東洋電機製造株式会社

3 随意契約理由

低圧電源装置とは通称S I V（Static Inverter）と呼ばれ、車両に使用する低電圧を発生させている装置である。

この装置は、車両に搭載している制動装置・制御装置・保安装置・サービス機器等の各種低圧電気機器を使用するために必要な電力を供給する装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

当局6号線66系車両用低圧電源装置については、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、補修部品も製造中止等により入手が困難となっている。

このため車両寿命までの低圧電源装置の延命処置として、各構成機器の一部更新を実施する。

この低圧電源装置は東洋電機製造株式会社製であり、当該メーカ独自の技術で設計、製作されており、構造、製作時のデータ及び分解、組立調整に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。このため、装置が正常に機能するための性能保証上、同社以外は更新製造を行うことは出来ない。よって同社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場 スラッジ中和槽攪拌機修繕

2 契約の相手方

(株) 竹内製作所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場スラッジ中和槽に設置している攪拌機の修繕を実施し、機能回復を図るものです。

当該攪拌機は、(株) 竹内製作所が独自に設計及び製作したものであり、本修繕を実施するにあたり、本機器の構造及び性能を熟知した専門的な知識及び技術を必要としているため、本修繕を適切に実施することができるのは上記業者のみです。よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター 本所 (電話番号 06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

画像伝送システム用進行波管買入

2 契約の相手方

日本電気株式会社（承認番号 400015）

3 随意契約理由

画像伝送システムは、大規模災害時、高所カメラやヘリコプターからの映像情報を、通信衛星（スーパーバード）を經由して、国・都道府県・他の消防本部等へ配信し、広域的な通信体制を確保するシステムである。

今回対象となる進行波管（TWT）は、マイクロ波の進行波増幅用の真空管であり、消防局の衛星地球局から通信衛星に向けて、映像・音声・データ等の情報を送信する際に必要となる、マイクロ波の電力増幅部（日本電気株式会社製）専用の交換部品である。

上記製品は、当局が保有する画像伝送システムの電力増幅部専用の交換部品として指定された製品であり、他製品では互換性がないため、上記製品でなければ上記画像伝送システムの機能を正常に維持することができない。よって当該製品を指定するものである。

なお、進行波管の寿命は、電力増幅部実装後約 15,000～20,000 時間であるため、システムの安定稼動を目的として今回買入するものである。

今回対象となる進行波管は、上記業者が製造したもので、直接販売を行っており、他の業者及び代理店等からは入手できない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部情報システム課（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

土佐堀地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

三菱重工パーキング株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する駐車機械装置は土佐堀地下駐車場を運営する上で必要不可欠なもので、機器の性能・機能を長期にわたり良好な状態に維持し利用車両の入・出庫、安全性を確保するには耐用年数に達した定期交換部品・消耗品の取替修繕を行い機能回復する必要がある。

修繕にあたっては装置の動作・構造及びシステムを熟知している必要があり、さらに部品の選定・取替後の調整等に製造者独自の技術を必要とする。

以上のことから、本修繕が履行可能な業者は装置を設計・製造した三菱重工株式会社より事業を継承した三菱重工パーキング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部設備課（電話 06-6615-7888）

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）中間更新に伴う制御装置（一部更新）製造（3）

2 契約の相手方
株式会社東芝

3 随意契約理由

当局新20系車両用制御装置については、製作後の年数経過に伴い故障率が上昇しており、車両寿命までの制御装置※¹の延命処置として、新20系制御装置一部更新※²を実施する。新20系制御装置一部更新の対象装置として老朽が激しいインバータ装置、ゲート制御装置等の更新が必要となった。

インバータ装置、ゲート制御装置等は、制御装置の主要装置であり、安定した加速・減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、当局25系06編成に搭載している制御装置の一部更新するもので、これらの制御装置は、株式会社東芝製であり装置全般に対する知識および、装置を据え付ける車両の構造・ぎ装※³等を熟知し、設計、製作されたものである。改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるほか、設計、製作に関するデータは他社には公開されていないため株式会社東芝以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、株式会社東芝を特名する。

※1 制御装置

車両を駆動する電動モータの動作を制御し、車両を加速・減速させる装置

※2 新20系制御装置一部更新

新20系制御装置を構成する部品及び機器において、老朽が激しい部品の更新を行い、車両寿命まで制御装置の性能を延命する。

※3 ぎ装

組み立てた車体に機械・電気部品や内装などを取り付けること。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

- 1 案件名称
元空気ダメ管引通締切コック（ボール） 外2点 買入
- 2 契約の相手方
株式会社カナデン
- 3 随意契約理由
 - (1) 製品指定理由
本品は三菱電機株式会社製の、当局高速車両用空気制動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。
更に本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。
以上の理由により上記製品を指定する。
 - (2) 業者選定理由
本件物品は三菱電機株式会社製であるため、唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

随意契約理由書

1 案件名称

80系集電装置 パンタグラフ補助すり板外2点 買入 (集電装置部品)

2 契約の相手方

東洋電機製造株式会社

3 随意契約理由

当局堺筋線、今里筋線を走行する66系(堺筋線)、80系(今里筋線)高速鉄道車両の集電装置は通称「パンタグラフ」と呼ばれ、電車線(DC1500V)から列車運行に必要な電力を取り込む装置である。

本品は、集電装置を構成している一部品であり、走行中においても絶えず架線と接触する必要があり、製品の良否が営業運転上に著しい影響を及ぼすため、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

今回購入する製品は、東洋電機製造株式会社製集電装置の取付部品であり、集電装置全般に対する知識を元に設計、部品選定、設計されたものであり、装置製作時のデータ等は他社に公開しておらず企業秘密とされている。従って、部品を取り付ける上でも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、上記製品を指定し、直接販売店である同社と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6583)

以 上

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両（30000系）戸閉装置予備品製造
- 2 契約の相手方
ナブテスコ株式会社
- 3 随意契約理由
戸閉装置は車両搭載されており、室内環境を外部から遮蔽し乗客の安全を確保する旅客乗降口の引き戸（側引戸）を開閉するための装置である。
この装置は、列車を運行させるうえで必要不可欠なものであり、安全性が求められると共に、高度な信頼性を求められる重要な保安装置である。
本件は、契約日 平成19年8月31日（件名「高速車両（30000系）戸閉装置製造」）に契約した戸閉装置（ナブテスコ株式会社製）の予備品として、本体あるいは構成部品単位で交換し、かつ、正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。
以上の理由によりナブテスコ株式会社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部 車両課
（電話番号06-6585-6583）

以上

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（30000系）制御装置予備品製造

2 契約の相手方
三菱電機株式会社

3 特名理由
制御装置は列車の運行を制御するための装置であり、インバータ装置、ゲート制御ユニット、断流器、フィルタリアクトル、パワーユニット、充電・減流・過電圧抑制抵抗器等で構成し、列車を制御するとともに故障検知機能を持たせるため、安全運転上、高度な信頼性が要求される。
本件は、契約日 平成21年4月17日 契約番号80004「高速車両（30000系）制御装置製造」で契約した制御装置（三菱電機株式会社製）の予備品として、本体あるいは構成部品単位で交換し、かつ、正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。
以上の理由により三菱電機株式会社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

以上

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）主電動機（一部更新）改造（3）

2 契約の相手方
住友商事株式会社

3 随意契約理由

当局新20系車両用主電動機については、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、延命処置として新20系主電動機一部更新を実施する。

主電動機は高速車両の台車に搭載され、制御装置から供給される電力により車両を走行させるための駆動力を発生させる装置である。また、主電動機に取付けられた速度センサにより車両速度を算出している。したがって、故障等が発生した場合には車両の加速・減速にも大きく影響を及ぼすため、製品の良否が営業運転上に著しい影響を及ぼすため、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件で一部改造する主電動機は、株式会社日立製作所が装置全般に対する知識を基に設計、製作されており、構造、製作時のデータ及び改造に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。従って、一部改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、株式会社日立製作所以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、株式会社日立製作所の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6568-6583)

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両（30000系）空気制動装置予備品製造
- 2 契約の相手方
三菱電機株式会社
- 3 随意契約理由
空気制動装置とは車両を減速、停止させるためのもので、車両を構成する重要な装置のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
本件は、契約日 平成19年7月27日（件名「高速車両（30000系）空気制動装置製造」）に契約した空気制動装置（三菱電機株式会社製）の予備品として、本体あるいは構成部品単位で交換し、かつ、正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。
以上の理由により三菱電機株式会社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部 車両部車両課
（電話番号06-6585-6583）

以上

随意契約理由書

1. 案件名称

レール削正車(RGH-10)修繕(その3)

2. 契約の相手方

住友金属テクノロジー株式会社

3. 随意契約理由

- (1) 当局が使用しているレール削正車(RGH-10)は、自走式保線作業用大型機械であり、レール波状摩耗を削正するものである。

今回修繕するレール削正車は、ハラスコレール社が独自に開発、製造したものであり、分解、組立調整及び構造については他社には公開しておらず企業秘密とされている。また、使用する部品は他の部品との適合性が必要となり、メーカー保証上、代替部品を使用することができない。

また、レール削正車(RGH-10)は修繕後、正常に機能する為の性能保障(走行安全確保・作業成果)が要求されるものである。

- (2) 上記(1)の理由により、ハラスコレール社の唯一の代理店である、住友金属テクノロジー株式会社の特名を依頼する。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部工務管理事務所大國町保線管区長居機械保線区
(電話番号 06-6607-4320)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（10系・新20系）ATC装置更新に伴う台車改造

2 契約の相手方
住友商事株式会社

3 随意契約理由

ATC装置（自動列車制御装置）とは、列車の速度を地上信号設備の制限速度以下に自動制御し、制限速度超過の場合は所定のブレーキが作動し、減速させる保安設備である。本装置を構成する部品のひとつに、列車速度情報を装置本体に出力する速度発電機がある。従来の速度発電機は、車輪とモータをつなぐ歯車装置に取付けられ、歯車の回転数を検出する方式であったが、ATC装置の更新に伴い、速度情報出力の信頼性向上及び保守作業性の向上を目的に増設及び取付位置の変更を行う。このため台車^(※1)の改造が必要となった。

その内容を、下記に示す。

- ① 速度発電機を車軸^(※2)の端面に移設するのに伴い、軸箱^(※3)を改造し、速度発電機取付座を設置する。
- ② 速度発電機を駆動させるピンを設置するのに伴う車軸端面への穴あけ加工。

本改造を実施する台車は、当局地下鉄車両用として住友金属工業株式会社が製作したものである。従ってその改造作業には卓越した加工技術はもちろん、台車装置として正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社以外では改造を行うことは出来ない。

よって、上記理由により、住友金属工業株式会社の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

(※1) 台車・・・車両の走行に直接関連する装置で車輪、軸箱をはじめ、モータの駆動力を車輪へ伝達する歯車装置のほか圧力空気によるブレーキ作用を車輪へ伝える基礎ブレーキ装置などで構成された装置。

(※2) 車軸・・・左右の車輪をつなぐ軸。

(※3) 軸箱・・・車軸の端を支持するためのもので、中に軸受と潤滑剤を収納した金属製の箱。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

75

1 案件名称

車両用接地装置部品その1 (接地装置端蓋外1点) 買入

2 契約の相手方

東芝トランスポートエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する物品は、高速鉄道車両用接地装置の取替部品である。

接地装置とは、電車線より取り込んだ列車運行に必要な電流を車軸を通じて地上側のレールに流すための装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本品は当局高速鉄道車両用として製作された接地装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたもので、装置が正常に機能するための性能保証が要求される。

また、台車への取付け及びぎ装上の接続方法は、当該メーカーと台車製作メーカー共同で設計、製作されており、互換性が要求され、使用する部品の設計図や製作時のデータ及び整備組立調整に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされており、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本製品は株式会社東芝製接地装置の取替部品であり、同社が選定した製品は同社以外で購入することができない。ただし、車両用電気品の保守サービスに関しては東芝より保守業務移管を受けている東芝トランスポートエンジニアリング株式会社が行っており、同社が保守部品の直接販売を行う。従って、直接販売店である東芝トランスポートエンジニアリング株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 緑木車両管理事務所

(電話番号06-6681-9261)

随意契約理由書

1 案件名称
車両用蛍光灯部品－1（蛍光灯安定器外5点）買入

2 契約の相手方
東芝トランスポートエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する物品は、高速鉄道車両用照明装置の取替部品である。

高速鉄道車両の照明装置として、客室蛍光灯、予備灯、乗務員室灯、前照灯等がある。これらの中で、客室蛍光灯、予備灯の灯具は、株式会社東芝製である。

安定器※₁等は同じ品名で市販されているが、今回購入する物品は当局高速鉄道車両専用の仕様が含まれており、これらは公開されていない。

また、車体への取付け及びぎ装上※₂の接続方法は、当該メーカーと車体製作メーカー共同で設計、製作されており、互換性が要求され、使用する部品の設計図や製作時のデータ及び整備組立調整に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。

以上の理由により上記製品を指定する。

※1 安定器とは・・・電源と放電ランプ（蛍光灯）の間に接続し、主としてランプの電流を規定値に制限する働きをする装置

※2 ぎ装とは・・・組立てた車体に機械・電気部品や内装などを取り付けること

(2) 業者選定理由

本製品は株式会社東芝製照明装置の取替部品であり、同社が選定した製品は同社以外で購入することができない。ただし、車両用電気品の保守サービスに関しては東芝より保守業務移管を受けている東芝トランスポートエンジニアリング株式会社が行っており、同社が保守部品の直接販売を行う。従って、直接販売店である東芝トランスポートエンジニアリング株式会社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部 森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

随意契約理由書

1 案件名称
車両用蛍光灯部品その1（蛍光灯安定器外2点）買入

2 契約の相手方
東芝トランスポートエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する物品は、高速鉄道車両用照明装置の取替部品である。

高速鉄道車両の照明装置として、客室蛍光灯、予備灯、乗務員室灯、前照灯等がある。これらの中で、客室蛍光灯、予備灯の灯具は、株式会社東芝製である。

安定器_{※1}等は同じ品名で市販されているが、今回購入する物品は当局高速鉄道車両専用の仕様が含まれており、これらは公開されていない。

また、車体への取付け及びぎ装_{※2}の接続方法は、当該メーカーと車体製作メーカー共同で設計、製作されており、互換性が要求され、使用する部品の設計図や製作時のデータ及び整備組立調整に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。

以上の理由により上記製品を指定する。

※1 安定器とは・・・電源と放電ランプ（蛍光灯）の間に接続し、主としてランプの電流を規定値に制限する働きをする装置

※2 ぎ装とは・・・組立てた車体に機械・電気部品や内装などを取り付けること

(2) 業者選定理由

本製品は株式会社東芝製照明装置の取替部品であり、同社が選定した製品は同社以外で購入することができない。ただし、車両用電気品の保守サービスに関しては東芝より保守業務移管を受けている東芝トランスポートエンジニアリング株式会社が行っており、同社が保守部品の直接販売を行う。従って、直接販売店である東芝トランスポートエンジニアリング株式会社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部 緑木車両管理事務所
(電話番号06-6681-9261)

随意契約理由書

1 案件名称

66系用主電動機 速度センサ買入

2 契約の相手方

東芝トランスポートエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

主電動機は、高速車両の台車に搭載され、制御装置から供給される電力により車両を走行させるための駆動力を発生させる装置である。また、主電動機に取り付けられた速度センサにより車両速度を算出している。したがって、故障等が発生した場合には車両の加速・減速にも大きく影響を及ぼすため、製品の良否が営業運転上に著しい影響を及ぼすため、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

今回購入する製品は、株式会社東芝製であり、当該メーカー独自の技術で設計、部品選定されたものであり、装置製作時のデータ等は他社に公開しておらず企業秘密とされている。従って、部品を取り付ける上でも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により上記製品を指定し購入する。

(2) 業者選定理由

本製品は株式会社東芝製車両用主電動機の取替部品であり、同社が選定した製品は同社以外で購入することができない。ただし、車両用主電動機の保守サービスに関しては東芝より保守業務移管を受けている東芝トランスポートエンジニアリング株式会社が行っており、同社が保守部品の直接販売を行う。従って、直接販売店である東芝トランスポートエンジニアリング株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6583)